

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う
「資金援助」及び「報酬受給」に係るFAQ

問) 日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引(令和2年度版)において、国費による生活費支援を受けることを制限しているが、国から給付される特別定額給付金は制限の対象となりますか。

答) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う資金援助に限り、日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引(令和2年度版)の特例を設けており(令和2年6月3日付け学振養41号にて通知)、国から給付される特別定額給付金も、その対象としています。

問) 日本学生支援機構が実施する「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』は、令和2年6月3日付け学振養41号に記載の受入研究機関等が実施する新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済支援に当たると考え、申請しても構いませんか。

答) 差し支えありません。「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を始め、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による給付金については、資金提供元の判断となりますので、資金提供元の申請の要件等をご確認のうえでご対応ください。

問) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い収入が減少したため、複数のアルバイトを行いたいのですが「報酬受給」に関しては制限の緩和はありますか。

答) 特別研究員には、研究奨励金の支給の前提として、研究専念義務を課しています。お問合せの内容については、研究専念義務に影響が生じる可能性があるため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い制限を緩和する特例は設けていません。

このため、日本学術振興会特別研究員遵守事項および諸手続の手引(令和2年度版)の「Ⅲ-14. 報酬の受給について」のと通りの取扱いとなります。

問) 令和2年6月3日付け学振養41号の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う給付金を受給した場合、日本学術振興会への報告は必要でしょうか。

答) 本会への報告は不要です。ただし、受給した給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う給付金であることを説明できるようにしておいてください。